

披露給候。恐惶謹言。

正安四年十一月廿二日

相模守師時 在判
北條 武藏守時村 在判

進上 左京權大夫入道殿

(得橋を古くウハシと訓めることは、和名抄に宇波之と訓し、神名帳に菟橋神社あるに依りて知らる。然るに正安の頃に至りてトクハシと言はれたるは、之を徳治三年七月十九日の條に徳橋に作り、郷内に徳南名あるを見て明瞭なりとすべし。藩政時代に在りては徳橋郷とせり。)

十二月廿一日。後宇多上皇、山城南禪寺に能美郡得橋郷及び石川郡笠間東保を寄進し給ふ。

【南禪寺文書】 山城 一三九

筑前國宗像社替、加賀國得橋郷并笠間東保、備中國三成郷等、所被寄附南禪寺也。令興隆佛閣、可奉祈聖朝者。依院宣執達如件。

乾元々年十二月廿一日

(甘露寺經長) 中納言 在判

如鏡上人御房

乾元二年 癸卯 紀元一九六三
嘉元元年 八月五日 改元

閏四月八日。幕府の使者、僧法佛に石川郡白山宮神田壹町を安堵せしむ。

【南禪寺文書】 山城 一四〇

可令領掌白山宮神田壹町事

右神田、法佛重代相傳、于今無相違、令勤仕神役旨、所備證文也。早令領掌可令勤仕神役之狀如件。

乾元二年後四月八日

御使 在判

(こゝに法佛の重代相傳する白山宮神田壹町といふものは、正嘉二年三月・弘長元年四月及び文永三年四月の文書に見えて白山宮住明德丸の領したる石川

郡笠間東保のそれなるべし。)

嘉元二年 甲辰 紀元一九六四

九月六日。酒井利忠、その弟章兼に鹿島郡酒井保内の屋敷名田等を讓渡す。

【永光寺文書】 鹿島郡 一四一

讓渡 能登國酒井保内屋敷名田等事

合屋敷壹所中村田壹丁

田一所百五十疇 屋敷南

田一所貳百疇 番頭上

田一所百疇 石田下坪

田一所百疇 宗四郎作

田一所百疇 香佛作

田一所百疇 いたちつくりすたのまの小田を加定

田一所百疇八田

田一所百五十疇なへかわ田 (章兼裏判)

畠貳ヶ所藤内かむかへのさけ畠宮西市地

山野 新大夫谷東をみねをのほりに熊谷かしらお大栗生之道を南河下ニ白石の山のこしる西は田をさかり新大夫谷口まで

件屋敷名田山野、利忠がぢうだいさうでんの私領也。而間永代おかぎりて、舍弟章兼ニ讓渡所實也。但國衙所當一反しんきう五かなすべし。子々孫々にいたるまで、またくたのさまたげあるべからず。又海河のすなどりせいしんすべからず。仍爲後日讓狀如件。

嘉元二年九月六日

(酒步) 左衛門尉利忠

(章兼裏判は、延慶三年八月この地を海野信直妻に清却せる時のものなるべし。)

嘉元三年 乙巳 皇紀一九六五

三月。石川郡白山宮莊嚴講承仕等、その勤務に就いて誓約す。

【白山比咩神社文書】 石川郡 莊嚴講承仕 可令存知起請文條々